

介護保険法第 7 8 条の 2 に基づく 地域密着型サービス事業者の指定について

市外の地域密着型サービス事業者を指定しましたので報告します。

○他市所在の地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービスについては、市町村が事業者の指定を行い、原則として当該市町村の住民が保険給付の対象とされています。ただし、事業所所在地の市町村の同意があった場合には、ほかの市町村も同事業所を指定できる仕組みとされています。(介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項第 4 号)

○指定したサービスについて

地域密着型サービス種別	地域密着型通所介護
指定年月日	令和 5 年 1 0 月 1 0 日

<地域密着型通所介護とは>

利用者定員 1 8 名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるものです。

指定に係る基準については、提出書類にて確認し、問題ないことを確認しています。詳細は P4 をご確認ください。

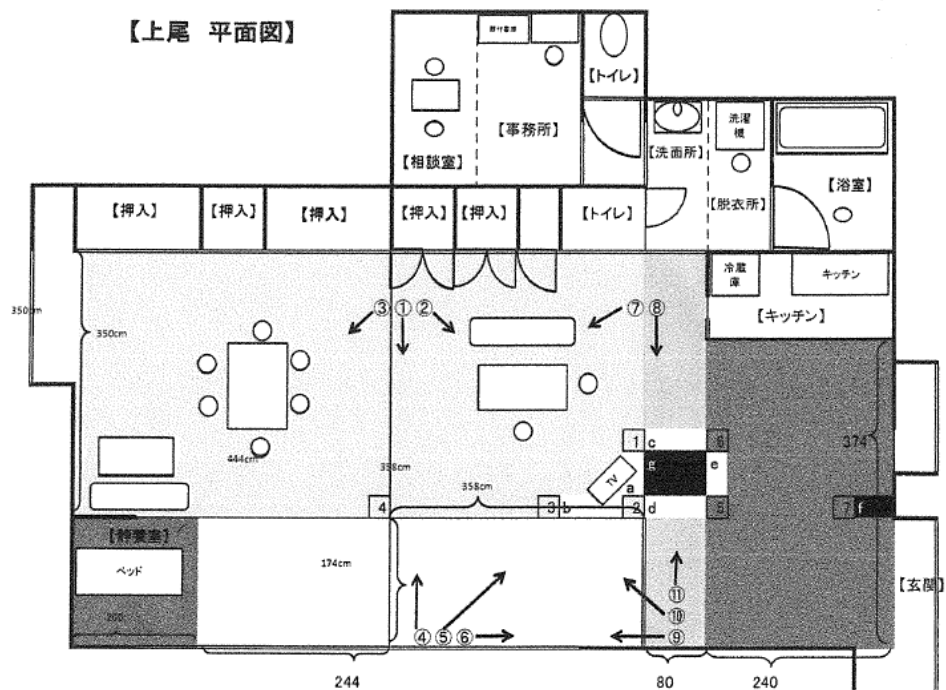
また、以下については、次のページをご確認ください。

- ・事業所の概要について : P2
- ・平面図 : P3

○事業所の概要について

申請者	フリガナ	カブシキガイシャカシュウ								
	名称	株式会社家集								
	事務所の所在地	(郵便番号)115-0051 東京都北区浮間三丁目5番15-127号								
	代表者の職名・氏名	職名:代表取締役 氏名:白水 康雅								
事業所	フリガナ	ゴラクアゲオノサトデイサービスセンター								
	名称	ごらく上尾の里デイサービスセンター								
	所在地	(郵便番号 362-0015) 上尾市緑丘2-1-8								
管理者	氏 名	立石 晃		【資格】社会福祉主事資格						
	事業所内の従業者との兼務の有無	(有)・無		職種:生活相談員						
	他事業所の従業者との兼務の有無	(有)・無	事業所の名称							
			兼務する職種及び勤務時間等							
従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤(人)		1	1		4			
		非常勤(人)		1	1		2	1		1
主な揭示事項	営業日	月曜日から日曜日								
	営業時間	8時00分～19時00分								
	サービス提供時間	9時00分～18時00分								
	利用料	法定代理受領分		介護報酬告示上の額の1割～3割						
		法定代理受領分以外		介護報酬告示上の額						
通常の事業実施地域	上尾市									
上尾市指定年月日		平成28年4月1日								

○平面図



指定に係る基準適合一覧

【地域密着型通所介護】

根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 （平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）（以下「平18厚労令34」といいます。）

1. 人員に関する基準

職種	基準の概要	根拠法令	適否	当該事業所
管理者	○原則常勤専従 ただし、管理上支障のない場合は、同事業所又は同一敷地内、道路を隔てて隣接する事業所の他の事業所等の職務に従事可。	平18厚労令34第21条	適	・勤務形態一覧表確認 ・当該事業所生活相談員と兼務
生活相談員	○生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤 ○生活相談員としての資格等を有している。 ・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ○提供日ごとに、必要な員数を配置している。 確保すべき生活相談員の勤務延時間数 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ≥ 提供時間数	平18厚労令34第20条	適	勤務形態一覧表確認 資格証確認
看護職員	○看護師または准看護師 ○提供時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図っている。	平18厚労令34第20条	適	当該事業所の従業者による確保。 資格証確認
介護職員	○単位ごとに必要な介護職員を配置している。 [利用者数が16人以上] 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ≥ ((利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数 ○単位ごとに、常時1人以上配置している。	平18厚労令34第20条	適	単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝ ((17-15)÷5+1)×9 ＝12.6 勤務形態一覧表確認
機能訓練指導員	○機能訓練指導員として必要な資格を有している。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師 ・准看護師	平18厚労令34第20条	適	資格証確認

	・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ○1以上配置している。			
--	------------------------------------	--	--	--

2. 設備・備品等に関する基準

設備	基準の概要	根拠省令	適否	当該事業所
食堂及び機能 訓練室	○食堂及び機能訓練室の合計した面積が3 ㎡に利用定員を乗じた面積以上	平 18 厚 労令 34 第 22 条	適	平面図を確認 利用定員 17 名 必要面積 3 ㎡×17 名 =51 ㎡以上 実際の面積 51.25 ㎡
静養室、相談 室、事務室	○静養室、相談室、事務室の設置	平 18 厚 労令 34 第 22 条	適	平面図確認

3. 運営に関する主な基準

	基準の概要	根拠条文	適否	当該事業所
基本方針	(1) 地域密着型通所介護 要介護状態となった場合においても、その 利用者が可能な限りその居宅において、その 有する能力に応じ、自立した日常生活を営む ことができるよう生活機能の維持又は向上を 目指し、必要な日常生活上の世話及び機能 訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立 感の解消及び心身の機能の維持並びに利用 者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を 図るものでなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 25 条	適	運営規程確認
内容及び手続 の説明及び同 意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、 利用申込者又はその家族に対し、利用申 込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項について、わかりやすい説明書やパ ンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説 明を行い、サービス提供の開始について利用 申込者の同意を得る。	平 18 厚 労令 34 第 37 条 (準用第 3 条の 7)	適	運営規程・重要事項 説明書等確認
利用料等の受 領	法定代理受領サービスとして提供されるサ ービスについての利用者負担として、地域密 着型介護サービス費用基準額の1割、2割又 は3割(法の規定により保険給付の率が9割、 8割又は7割でない場合については、それに	平 18 厚 労令 34 第 24 条	適	運営規程・重要事項 説明書等確認

	応じた割合)の支払を受けなければならない。 このほか、食事の提供に要する費用、おむつ代等の支払いを受けることができる。 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。			
具体的取扱方針	具体的取扱方針の概要 (1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。 (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者それぞれが役割をもって家族的な環境の下で、日常生活を営むことができるよう配慮する。 (3) 漫然かつ画一的にならないように必要な援助をおこなう。 等	平 18 厚 労令 34 第 26 条	適	運営規程・重要事項 説明書等確認
緊急時の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 37 条 (第 12 条 の準用)	適	運営規程・重要事項 説明書等確認
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)利用定員 (5)内容及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)非常災害対策 (9)虐待の防止のための措置に関する事項 (10)その他運営に関する重要事項	平 18 厚 労令 34 第 29 条	適	運営規程確認
勤務体制の確保等	利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定	平 18 厚 労令 34	適	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表確認

	めること。	第 30 条		認
非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	平 18 厚 労令 34 第 32 条	適	運営規程確認
秘密保持等	従業員又は従業員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じること。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	平 18 厚 労令 34 第 37 条 (準用第 3 条の 33)	適	運営規程確認
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	平 18 厚 労令 34 第 37 条 (準用第 3 条の 36)	適	運営規程、苦情に対する措置の概要等を確認
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行わなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 35 条	適	運営規程確認